

## ○災害時における被災地支援に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）、社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人 大洲青年会議所（以下「丙」という。）は、大規模な自然災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災地支援活動における協力に関し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大洲市内における災害時において、甲、乙及び丙が相互に協力して、災害ボランティア活動などの被災地支援活動を迅速かつ円滑に実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲及び乙は、災害時において、次条に掲げる支援の必要があるときは、丙に対し、協力を要請することができる。

2 丙は、前項の規定による甲及び乙からの要請にできる限り応じるよう努めるものとする。

3 甲及び乙の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の内容）

第3条 甲及び乙が丙に対し要請する支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 大洲市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）に対する人的支援

(2) 災害ボランティア活動のための資機材の調達、仕分け及び輸送

(3) 専門的な技能を活用した支援活動

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（費用負担）

第4条 本協定により丙が実施する活動に係る費用は、原則として丙の負担とする。ただし、活動に係る費用が特段必要な場合には、丙の要望により、甲、乙及び丙間で費用負担割合について誠実に協議するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲及び乙は、センターの開設情報など支援に必要な情報を丙に提供するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要な情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、甲、乙及び丙のいずれからも文書による終了の申出がない限り、継続するものとする。

（秘密保持及び個人情報の保護）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密又は個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙の三者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年7月28日

甲 大洲市大洲690番地の1  
大洲市  
市長

乙 大洲市東大洲270番地1  
社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会  
会長

丙 大洲市大洲891番地1  
一般社団法人 大洲青年会議所  
理事長